

◆法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の者	判断能力が著しく不十分な者	判断能力が不十分な者
審判の開始申立人	本人，配偶者，4親等内の親族，他の類型の法定後見人，法定後見監督人，検察官等 市町村長，任意後見受任者，任意後見人，任意後見監督人		
本人の同意	不要		必要
精神鑑定	原則必要		不要
単独でできる行為	日常生活に関する法律行為，婚姻などの身分行為		
	—	同意権の対象以外の法律行為	
代理権	すべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	
追加手続	なし	代理権付与の審判 本人の同意	
同意権	—	民法第13条1項で定められる行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の行為（民法13条1項の行為の一部）
追加手続	—	なし	同意権付与の審判 本人の同意
取消権	単独でできる行為以外のすべての法律行為	同意権の対象となる行為が同意なく行われたとき	
取消権者	本人※，成年後見人 ※本人の意思能力の有無にかかわらず取消することができる	本人，保佐人	本人，補助人